

令和8年度
第1回イノシシ管理検討協議会

日 時 令和8年6月16日（火） 13：30～15：00

場 所 岩手県水産会館 5階 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）令和7年度イノシシ管理対策の実施状況について【報告】

（2）令和8年度イノシシ管理対策について【協議】

（3）第4次イノシシ管理計画の策定について【協議】

（4）その他

4 閉 会

令和8年度第1回イノシシ管理検討協議会 出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠	備考
学識 経験者	国立大学法人岩手大学	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	出	
	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 動物行動管理研究領域 鳥獣害対策グループ	主 任 研 究 員	堂 山 宗 一 郎	出	
	合 同 会 社 東 北 野 生 動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	代 表	宇 野 壮 春	出	
関係 団体	公益社団法人岩手県猟友会	会 長	皆 川 金 哉	出	新任 随 行：事 務 局 次 長 熊 谷 郁 夫
	岩手県鳥獣保護巡視員協議会	会 長	佐々木 実行	出	
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 会 社 岩 手 県 本 部 営 農 支 援 部	営 農 技 術 課 長	佐々木 歩	出	
行政機関	岩 手 県 農 林 水 産 部 農 業 振 興 課	担 手 対 策 課 長	櫻 田 学	出	
	一 関 市 農 林 部 推 進 課	課 長	中 舘 千 里	出	新任・WEB
	雫 石 町 農 業 課	課 長	相 澤 幸 司	出	新任・WEB
	久 慈 市 産 業 経 済 部 水 産 課	課 長	佐々木 秀博	欠	
イノシシ管理検討協議会構成員合計10名（9名出席、1名欠席）					
事務局	岩手県農林水産部農業振興課	特 命 課 長 (鳥獣被害対策)	村 田 就 治		
	岩手県環境保健研究センター	主 査 専 門 研 究 員	鞍 懸 重 和		
	岩手県環境生活部自然保護課	総 括 課 長	引 屋 敷 努		
		特 命 課 長 (野生動物管理)	小 澤 豊 和		
		主 査	佐々田 丈瑠		
		主 任	佐々木 俊		
		技 師	村 居 勇 佑		
		主 事	古 川 健		
主 事	駒 井 千 輝				
オブザー バー	盛岡広域振興局保健福祉環境部	技 師	多 田 福 望		
	県南広域振興局保健福祉環境部	技 師	山 本 悠 太		
	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター		(欠 席)		
	県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	技 師	吉 田 野 乃 花		
	沿岸広域振興局保健福祉環境部	技 師	高 橋 純 平		
	沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	主 査	澤 口 幸 司		
	沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	技 師	多 田 圭 佑		
	県北広域振興局保健福祉環境部	技 師	吉 水 祐 太		WEB
	県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉センター	技 師	横 澤 雄 基		

第3次イノシシ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するイノシシの管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「イノシシ管理検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること
- (2) 個体数管理に関すること
- (3) 生息環境管理に関すること
- (4) 被害防除対策に関すること
- (5) モニタリング等の調査研究に関すること
- (6) その他イノシシの管理に関すること

(組織)

第3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者（以下「構成員」という。）により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第3次イノシシ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる

(庶務)

第6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

令和7年度のイノシシ管理対策の実施状況について

1 個体数管理

(1) 捕獲頭数

第3次イノシシ管理計画（R4～R8）に基づき、生息域拡大の抑制及び農林業被害等の抑制を図ることを目的として、市町村による有害捕獲、県と猟友会による指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲、狩猟による捕獲を推進した結果、令和7年度の捕獲頭数は、3,072頭の捕獲実績となった。（資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5参照）

令和6年度以降、全ての市町村で捕獲されており、県内におけるイノシシの分布が広がっていることが考えられる。

岩手県全域のイノシシの捕獲頭数（単位：頭）

捕獲区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有害捕獲	42	43	100	145	422	624	746	805	1,066	1,754
指定管理	27	24	133	190	213	271	193	736	493	1,086
狩猟	25	13	10	11	27	50	40	46	37	147
広域捕獲	-	-	-	-	-	-	-	27	20	85
計	94	80	243	346	662	945	979	1,614	1,616	3,072

市町村別のイノシシの捕獲頭数（単位：頭）

振興局	市町村									合計	
盛岡広域	盛岡市	八幡平市	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢市	紫波町	矢巾町			626
	98	114	185	64	76	40	33	16			
県南広域	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	遠野市	北上市	西和賀町	一関市	平泉町			1,656
	503	17	191	123	40	12	629	141			
沿岸広域	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村		402
	53	34	22	49	9	103	48	73	11		
県北広域	久慈市	普代村	野田村	洋野町	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町			388
	78	17	14	100	101	19	6	53			
											3,072

(参考) イノシシの捕獲実績のある市町村推移（単位：市町村数）

振興局	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	0	0	1	1	3	4	7	8	8	8	8	8	
盛岡広域			雫石町	雫石町	雫石町 盛岡市 紫波町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町
		1	3	6	4	6	6	8	8	8	8	8	8
県南広域	一関市	一関市 奥州市 北上市	一関市 奥州市 北上市 花巻市 西和賀町 平泉町	一関市 奥州市 北上市 平泉町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 西和賀町 平泉町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町
		1	3	6	4	6	6	8	8	8	8	8	8
沿岸広域	0	0	1	3	3	5	7	8	9	9	9	9	
			陸前高田市	陸前高田市 山田町 住田町	陸前高田市 山田町 住田町 岩泉町	陸前高田市 住田町 釜石市 宮古市 大船渡市	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町
県北広域	0	0	0	0	1	3	5	4	6	7	8	8	
					洋野町	洋野町 久慈市 軽米町	洋野町 久慈市 軽米町 二戸市 一戸町	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸村	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸村 野田村	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸村 野田村	洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸村 野田村
合計	1	3	8	8	13	18	27	28	31	32	33	33	

(2) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

平成 29 年から狩猟による捕獲の促進のため、県独自に狩猟期間を延長（約 2 か月）して捕獲の促進を図っている。

これにより、令和 7 年度の狩猟による捕獲 147 頭のうち、69 頭が延長期間内に捕獲されている。

イノシシ管理計画による狩猟規制の緩和内容

項目	第 1 次計画 (H28.10策定)	→ 第 2 次計画 (H29.3策定)	→ 第 3 次計画 (R4.3策定)
狩猟期間	全県下 11月15日～2月15日	全県下 11月1日～3月末日	全県下 同左

通常：11月15日～2月15日

② 鳥獣保護区等の見直し

令和 7 年度は、鳥獣保護区 7 箇所について、現地状況に応じて一部区域の見直しを行った。

鳥獣保護区指定件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数 (件)	129	129	129	129	129	129	129
面積 (ha)	127,973	127,973	127,973	127,992	127,897	127,829	127,864

(参考) 休猟区指定件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数 (件)	0	0	0	0	0	0	0
面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0

(3) 有害捕獲の実施

① 有害捕獲頭数

鳥獣被害防止総合対策交付金等（農林水産省）を活用し、全市町村で有害捕獲に取り組み、捕獲実績があったのは 32 市町村で、捕獲頭数の合計は 1,754 頭であった。

② 有害捕獲関連対策

農業被害軽減及び被害発生地拡大防止のため、各市町村において有害捕獲の実施のほか、次の取り組みを行った。

- ア くくりわなの購入
- イ はこわなの購入
- ウ 電気止めさし機の購入
- エ ICT 機材等の活用
- オ 猟銃購入に係る補助 など

③ 有害捕獲許可の権限移譲

イノシシの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、平成 28 年から全市町村への有害捕獲許可の権限移譲を行っている。

④ 県による広域捕獲活動の実施

市町村が実施する緊急捕獲のみでは被害防止の対策が困難となっているエリアを対象として、ニホンジカ及びイノシシの広域捕獲活動を実施した。

ア 実施主体：岩手県

イ 捕獲時期：令和7年8～10月（久慈地域）、令和7年9～10月（大船渡市）
令和7年10月（陸前高田市）、令和8年1～2月（遠野市）

ウ 実施区域：久慈地域（久慈市、洋野町、野田村、普代村）、大船渡市、陸前高田市、遠野市

エ 捕獲実績：ニホンジカ 1,173 頭、イノシシ 85 頭

オ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

（４）指定管理鳥獣捕獲の実施

鳥獣保護管理法に規定する「指定管理鳥獣捕獲等事業」（国庫、環境省）を活用し、県内全域において捕獲を行った。

① 実施主体：岩手県

② 捕獲時期：令和7年11月～令和8年2月

※降雪量の増大等による捕獲数の増加を踏まえ、1月25日で当該事業を終了した。

③ 実施区域：岩手県内全域

④ 捕獲実績：1,086 頭

⑤ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

（５）捕獲技術研修会の開催

県内狩猟者の捕獲技術等の向上を目的として、例年、イノシシ捕獲技術研修会を開催しており、令和7年度は、令和7年度は第1回を9月6日（土）に久慈市で、第2回を9月20日（土）に平泉町で開催し、延べ65人の市町村職員や狩猟者が参加した。

また、イノシシの生態やわなの設置方法等を記載している「イノシシわな捕獲マニュアル（岩手県版）」を市町村や狩猟者などの関係者に配布し、捕獲技術の普及等に取り組んだ。

（６）捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回実施しており、令和7年度の新規免許取得者は、586人であった。

狩猟免許試験実施状況

開催回数	開催地	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	前年度 合格者数 (人)	前年度 合格率 (%)
3回	宮古市(7/13)	96	87	90.6	418	95.4
	滝沢市(8/24)	190	177	93.1		
	滝沢市(12/7)	339	322	94.9		
	計	625	586	93.7		

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的に、狩猟免許試験予備講習会（受講料無料）を公益社団法人岩手県猟友会への委託により、狩猟免許試験の概ね2週間前に試験と同じ会場で計3回実施した。

③ 捕獲の担い手確保対策

捕獲の担い手を確保するため、各市町村において、狩猟免許取得者への手数料の補助等を実施した。

④ 鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づく捕獲等鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進しており、県内の全市町村（33市町村）で設置している。

また、交付金を活用して隊員の確保やOJT研修を実施する等の人材育成を行っている。

（7）豚熱対応

① 県内における野生イノシシ検査（畜産課）

県では、野生イノシシの感染状況を把握するため、平成30年9月以降、死亡野生イノシシの豚熱検査を実施するとともに、令和2年11月以降からは、捕獲野生イノシシの豚熱検査にも取り組んでおり、令和4年4月25日に一関市の野生イノシシから初めて感染が確認されて以降、令和8年3月5日までに259頭の感染が確認されている。

② 養豚豚への豚熱ワクチン接種の実施（畜産課）

令和3年6月に、隣県の宮城県において豚熱陽性の野生イノシシが確認されたことを受け、農林水産省からワクチン接種推奨地域に設定され、同年7月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、これまで計画的に接種を継続実施している。

③ 野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布の実施（畜産課）

県では、豚熱ウイルスが野生イノシシを介して養豚農場に侵入するリスクを低減させるため、県内市町村、県猟友会及び畜産関係団体と連携のもと、令和4年10月3日に「岩手県豚熱対策協議会」を設立し、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布を実施している。

【令和7年度の実施概要】

散布地域：33市町村

散布地点：上記市町の野生イノシシが生息する山林等 389地点

散布期間：前期（令和7年5月～6月）、後期（令和7年9月～10月）

各期2回散布（1地点1回あたり20個散布、同一地点に2回散布）

④ 野生イノシシの豚熱感染確認区域（畜産課）

野生イノシシにおいて、豚熱の感染確認区域を設定し、感染が確認された地点から、半径10キロメートル圏内にかかる岩手県ハンターマップのメッシュ区画に含まれる区域を感染確認区域としており、令和3年12月10日に作成した「豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（岩手版）」により、感染拡大防止対策に取り組んでいる。

岩手県内野生イノシシの豚熱検査成績（令和8年3月5日現在）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
捕獲 イノシシ	陽性	0	0	0	90	40	71	35	236
	陰性	0	134	395	317	483	430	566	2,325
死亡 イノシシ	陽性	0	0	0	6	3	9	5	23
	陰性	1	2	4	10	6	3	11	37
検査頭数合計		1	136	399	423	532	513	617	2,621

2 被害防除対策

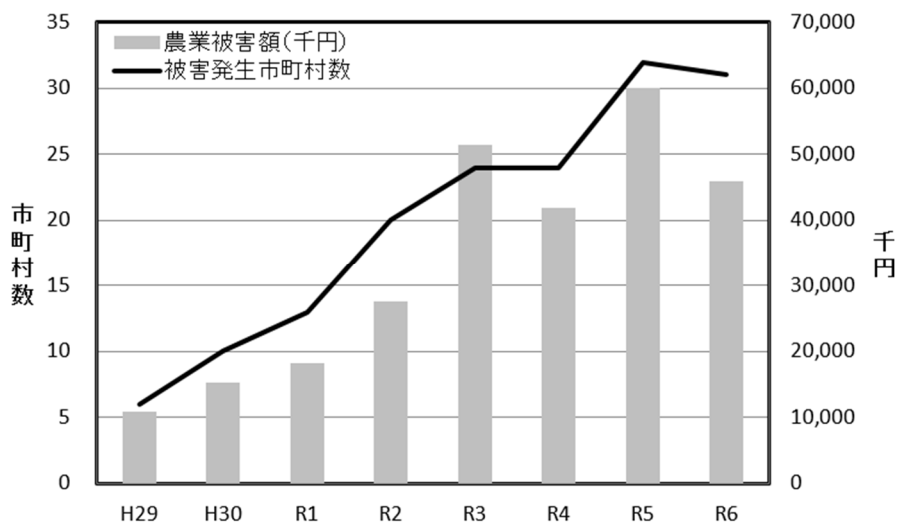
(1) 農作物被害額の推移 令和7年度実績集計中

イノシシによる農作物被害はここ数年増加傾向にあった。令和6年度の被害額は速報値で45,911千円と、令和5年度と比較すると14,196千円減少している。昨年度被害の大きかった水稻や果樹が減少しており、積極的な捕獲活動や侵入防止柵整備等の被害防止策の進展により、被害額が減少したものと推定される。

<農作物被害額の推移>

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比
被害発生市町村数	6	10	13	20	24	24	32	31	-1
農作物被害額(千円)	10,895	15,299	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	△14,197

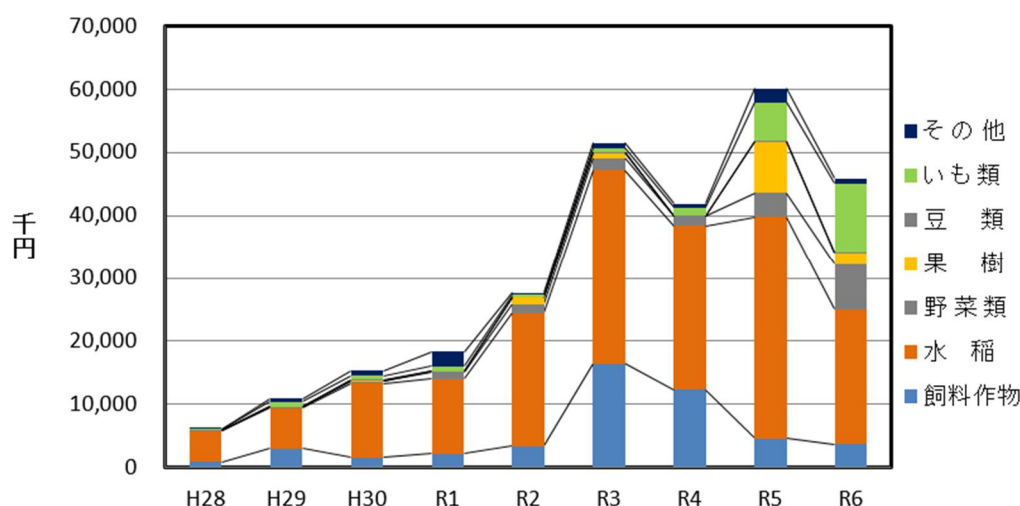
※前年比被害額について、端数処理による差額あり。



<作物別の農作物被害額の推移>

(単位:千円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比
飼料作物	830	3,013	1,593	2,117	3,345	16,426	12,257	4,585	3,631	△954
水稻	4,960	6,373	11,670	11,850	21,070	30,795	25,304	35,176	21,396	△13,780
野菜類	0	151	386	1,175	1,425	1,877	1,369	3,864	7,251	3,387
果樹	0	30	86	48	1,077	799	1	8,083	1,798	△6,285
豆類	38	42	182	23	21	187	219	86	117	31
いも類	211	777	635	764	377	611	994	6,156	10,916	4,760
その他	6	509	747	2,323	308	828	542	2,158	802	△1,356
計	6,045	10,895	15,299	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	△14,197



(2) 被害防除体制の整備のための被害防止計画作成及び鳥獣被害対策実施隊設置状況について

被害防止実施計画は、全ての市町村において作成されており、対象鳥獣や捕獲目標数等を3か年で更新している。

また、鳥獣被害対策実施隊は、県内の全市町村（33市町村）で設置している。

(3) 被害防止対策実施体制について

- これまで以上に市町村等と連携した対策を講じていくため、県内の関係者で組織する「岩手県鳥獣被害防止対策会議」を中心に、侵入防止柵の効果的な設置などへの助言を行うアドバイザー派遣や、県内10地域に設置した現地対策チームによるICTを活用した捕獲技術等、地域の関係者が連携した効果的な被害防止対策技術の実証などを行った。
- 被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、広域振興局及の単位で連絡会等を設置し、被害対策に関する情報共有を図った。
- 市町村においては、特措法第4条の2に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための捕獲及び防除を実施した。

被害防止対策実施体制

組織名称等	所管	実施内容
岩手県鳥獣被害防止対策会議	県 (農林水産部、 環境生活部)	【県内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催、被害防止対策の取組内容の検討
地域鳥獣被害防止対策連絡会	県 (広域振興局)	【広域振興局管内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催等による被害対策意識の啓発
現地対策チーム	県(広域振興局、 農林振興センター)	【振興局・農林振興センター管内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催、被害防止対策技術の実証
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】 ・有害捕獲、電気柵の設置、被害防止活動の取組の推進

(4) 被害防除のための対策会議、研修会の実施

ア 岩手県鳥獣被害防止対策推進会議（被害状況や取組の共有）

⇒ 2回/年（6月、1月）

イ 地域鳥獣被害防止対策連絡会（広域局（4地域）の被害状況や取組の共有）

⇒ 4地域×1回程度（R6.11～R7.2） 計3回

(5) 農業被害防除対策実施状況

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した被害防除対策を各市町村において実施した。

- ① 侵入防止柵の設置：令和7年度は11市町村で設置（約64km）、累計21市町村
- ② 研修会の開催や追い払い活動等の実施：23市町村

	侵入防止柵の設置状況（農業振興課調べ）							※シカとの合算		
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
設置距離（km）	113	101	106	73	91	118	101	65	64	1,479

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施した。概要は次のとおり。

(1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集した。

(2) 農業被害の収集

市町村を經由して農作物等被害について情報収集した。

(3) 生息状況調査

令和4年度及び令和5年度においてはGPS調査を行い、イノシシの活動時間の分析を実施し、被害対策及び捕獲効率の向上を図ったところ。

令和6年度及び令和7年度においては、県内のイノシシの生息状況を把握するため、センサーカメラを用いた調査を実施した。

【調査結果の概要（詳細は、別添報告書に記載）】

令和6年度は一関市の2地点に、令和7年度は一関市及び雫石町に1地点ずつ計2地点にセンサーカメラを設置し生息密度推定を行い、その結果と県内の捕獲数や目撃効率、過去に実施した痕跡調査の結果を組み合わせることで、県内全域の生息密度分布を推定した。（図3）

その結果、令和6年度時点での県内の個体数の総和は、中央値値 6,223 頭（95%信頼区間 3,503～12,630 頭）と推定された。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 地域住民等への普及啓発

地域連絡会や現地対策チームが開催する研修会等により、イノシシの生態や被害防止対策、捕獲方法の理解を深めるなど、鳥獣被害対策に関する地域住民の意識啓発を図った。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

捕獲に従事する方が方法や制度の趣旨を理解し安全に捕獲を行えるよう、認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法をはじめとする関係法令及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要等に関して説明を行った。令和7年度は捕獲時の事故は発生していない。

R7イノシシ捕獲実績(単位:頭)

資料No. 1 - 1

振興局	捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理				広域				有害				合計				
		♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	
盛岡広域	盛岡	盛岡市	3	3	0	6	36	19	0	55	0	0	0	0	22	15	0	37	61	37	0	98
		八幡平市	0	0	0	0	35	29	0	64	0	0	0	0	28	22	0	50	63	51	0	114
		雫石町	4	6	0	10	30	34	0	64	0	0	0	0	45	66	0	111	79	106	0	185
		葛巻町	6	2	0	8	22	7	0	29	0	0	0	0	18	9	0	27	46	18	0	64
		岩手町	4	2	0	6	18	19	0	37	0	0	0	0	16	17	0	33	38	38	0	76
		滝沢市	1	4	0	5	9	8	0	17	0	0	0	0	15	3	0	18	25	15	0	40
		紫波町	0	0	0	0	9	6	0	15	0	0	0	0	4	14	0	18	13	20	0	33
		矢巾町	0	1	0	1	6	4	0	10	0	0	0	0	3	2	0	5	9	7	0	16
小計	18	18	0	36	165	126	0	291	0	0	0	0	151	148	0	299	334	292	0	626		
県南広域	本局	奥州市	7	6	0	13	72	66	0	138	0	0	0	0	75	277	0	352	154	349	0	503
		金ヶ崎町	0	2	0	2	1	6	0	7	0	0	0	0	5	3	0	8	6	11	0	17
		小計	7	8	0	15	73	72	0	145	0	0	0	0	80	280	0	360	160	360	0	520
	花巻	花巻市	0	0	0	0	24	24	0	48	0	0	0	0	74	69	0	143	98	93	0	191
		遠野市	2	3	0	5	26	32	0	58	4	3	0	7	25	28	0	53	57	66	0	123
		北上市	4	0	0	4	16	9	0	25	0	0	0	0	5	6	0	11	25	15	0	40
		西和賀町	1	0	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	9	9	2	1	9	12
		小計	7	3	0	10	67	66	0	133	4	3	0	7	104	103	9	216	182	175	9	366
	一関	一関市	15	11	0	26	144	113	0	257	0	0	0	0	177	148	21	346	336	272	21	629
		平泉町	0	0	0	0	19	12	0	31	0	0	0	0	63	45	2	110	82	57	2	141
		小計	15	11	0	26	163	125	0	288	0	0	0	0	240	193	23	456	418	329	23	770
	沿岸広域	本局	釜石市	2	1	0	3	9	5	0	14	0	0	0	0	17	15	0	32	28	21	0
大槌町			0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	5	2	0	7	6	3	0	9
小計			2	1	0	3	10	6	0	16	0	0	0	0	22	17	0	39	34	24	0	58
宮古		宮古市	3	0	0	3	16	19	0	35	0	0	0	0	30	35	0	65	49	54	0	103
		山田町	2	0	0	2	10	8	0	18	0	0	0	0	17	11	0	28	29	19	0	48
		岩泉町	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	44	27	0	71	45	27	1	73
		田野畑村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	4	11	4	3	4	11
		小計	5	0	1	6	27	27	0	54	0	0	0	0	95	76	4	175	127	103	5	235
大船渡		大船渡市	6	1	0	7	7	8	0	15	6	6	0	12	12	7	0	19	31	22	0	53
		陸前高田市	0	0	0	0	4	10	0	14	2	1	0	3	9	8	0	17	15	19	0	34
		住田町	0	0	0	0	4	3	0	7	0	0	0	0	10	5	0	15	14	8	0	22
		小計	6	1	0	7	15	21	0	36	8	7	0	15	31	20	0	51	60	49	0	109
県北広域	本局	久慈市	0	3	0	3	12	22	0	34	4	10	0	14	12	15	0	27	28	50	0	78
		普代村	1	0	0	1	3	4	0	7	0	8	0	8	0	1	0	1	4	13	0	17
		野田村	0	1	0	1	2	1	0	3	5	5	0	10	0	0	0	0	7	7	0	14
		洋野町	1	0	0	1	15	21	0	36	15	16	0	31	19	13	0	32	50	50	0	100
		小計	2	4	0	6	32	48	0	80	24	39	0	63	31	29	0	60	89	120	0	209
	二戸	二戸市	11	6	0	17	17	17	0	34	0	0	0	0	23	27	0	50	51	50	0	101
		軽米町	3	5	0	8	1	1	0	2	0	0	0	0	5	4	0	9	9	10	0	19
		九戸村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	6	6
		一戸町	7	6	0	13	4	3	0	7	0	0	0	0	16	17	0	33	27	26	0	53
		小計	21	17	0	38	22	21	0	43	0	0	0	0	44	48	6	98	87	86	6	179
	合計	83	63	1	147	574	512	0	1,086	36	49	0	85	798	914	42	1,754	1,491	1,538	43	3,072	

R6イノシシ捕獲実績(単位:頭)

資料1-2

振興局	捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理				広域				有害				合計					
		♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計		
盛岡広域	盛岡	盛岡市	0	0	0	0	24	18	0	42	0	0	0	0	21	11	0	32	45	29	0	74	
		八幡平市	0	2	1	3	15	9	0	24	0	0	0	0	22	11	0	33	37	22	1	60	
		雫石町	2	0	0	2	13	20	0	33	0	0	0	0	36	57	0	93	51	77	0	128	
		葛巻町	1	0	0	1	4	3	0	7	0	0	0	0	13	9	0	22	18	12	0	30	
		岩手町	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	8	4	0	12	12	4	0	16	
		滝沢市	1	0	0	1	4	1	0	5	0	0	0	0	7	4	0	11	12	5	0	17	
		紫波町	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	8	4	0	12	9	5	0	14	
		矢巾町	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	5	6	0	11	6	7	0	13	
		小計	4	3	1	8	66	52	0	118	0	0	0	0	120	106	0	226	190	161	1	352	
県南広域	本局	奥州市	1	0	0	1	42	33	0	75	0	0	0	0	90	94	0	184	133	127	0	260	
		金ヶ崎町	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	9	5	0	14	10	6	0	16	
		小計	1	0	0	1	43	34	0	77	0	0	0	0	99	99	0	198	143	133	0	276	
	花巻	花巻市	0	0	0	0	10	10	0	20	0	0	0	0	46	40	0	86	56	50	0	106	
		遠野市	0	1	0	1	12	10	0	22	4	4	0	8	12	7	0	19	28	22	0	50	
		北上市	1	0	0	1	11	4	0	15	0	0	0	0	1	0	0	1	13	4	0	17	
		西和賀町	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	6	0	0	6	6	6	0	12	
		小計	1	1	0	2	33	30	0	63	4	4	0	8	65	47	0	112	103	82	0	185	
	一関	一関市	0	5	1	6	60	50	0	110	0	0	0	0	111	81	7	199	171	136	8	315	
		平泉町	0	0	0	0	6	8	0	14	0	0	0	0	14	24	0	38	20	32	0	52	
		小計	0	5	1	6	66	58	0	124	0	0	0	0	125	105	7	237	191	168	8	367	
	沿岸広域	本局	釜石市	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	10	13	0	23	12	14	0	26
			大槌町	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	6	1	0	7	8	1	0	9
小計			0	0	0	0	4	1	0	5	0	0	0	0	16	14	0	30	20	15	0	35	
宮古		宮古市	2	0	0	2	12	6	0	18	0	0	0	0	19	13	0	32	33	19	0	52	
		山田町	0	0	0	0	3	2	0	5	0	0	0	0	11	5	0	16	14	7	0	21	
		岩泉町	1	1	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	33	13	0	46	35	14	0	49	
		田野畑村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	1	2	3	
		小計	3	1	0	4	16	8	0	24	0	0	0	0	63	32	2	97	82	41	2	125	
大船渡		大船渡市	0	0	0	0	2	8	0	10	0	1	0	1	9	5	0	14	11	14	0	25	
		陸前高田市	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	14	8	0	22	17	8	0	25	
		住田町	0	0	0	0	5	5	0	10	0	0	0	0	13	6	0	19	18	11	0	29	
		小計	0	0	0	0	10	13	0	23	0	1	0	1	36	19	0	55	46	33	0	79	
県北広域		本局	久慈市	4	0	0	4	10	10	0	20	2	1	0	3	20	20	0	40	36	31	0	67
	普代村		0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3	
	野田村		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	
	洋野町		1	0	0	1	18	8	0	26	3	5	0	8	12	17	0	29	34	30	0	64	
	小計		5	0	0	5	29	20	0	49	5	6	0	11	33	38	0	71	72	64	0	136	
	二戸		二戸市	4	1	0	5	3	3	0	6	0	0	0	0	17	12	0	29	24	16	0	40
		軽米町	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	2	0	3	
		九戸村	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	2	
		一戸町	3	2	0	5	2	1	0	3	0	0	0	0	4	4	0	8	9	7	0	16	
		小計	7	4	0	11	6	4	0	10	0	0	0	0	22	17	1	40	35	25	1	61	
	合計		21	14	2	37	273	220	0	493	9	11	0	20	579	477	10	1,066	882	722	12	1,616	

R7イノシシ捕獲実績(単位:頭)

資料No.1-3

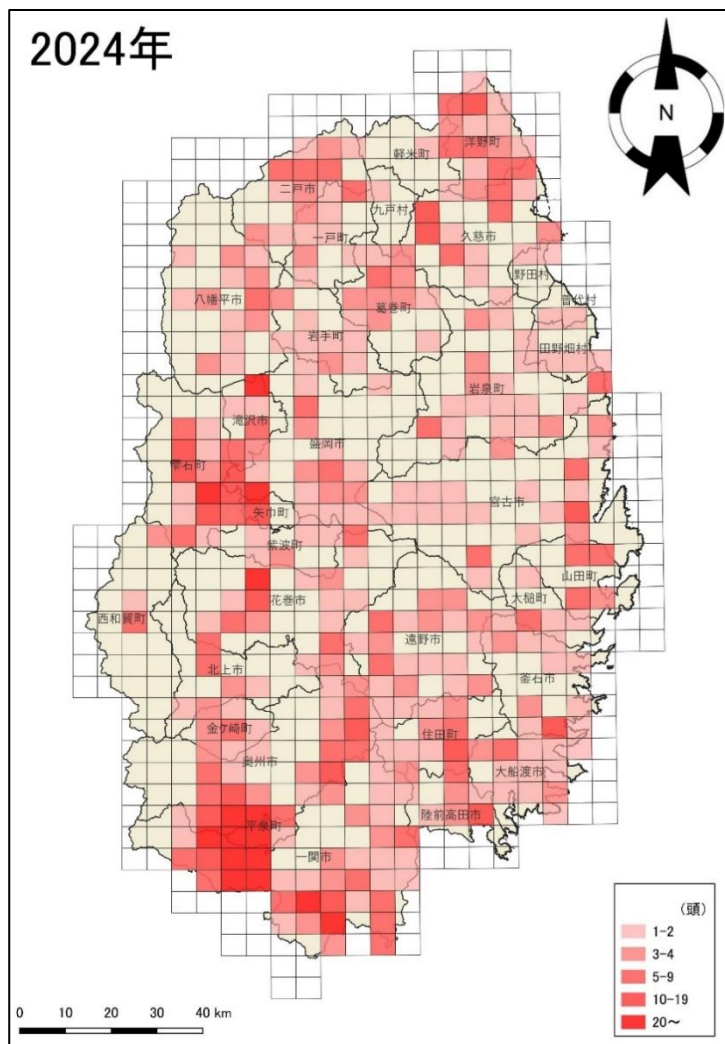
振興局	捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理				広域				有害				合計					
		幼獣	成獣	不明	計	幼獣	成獣	不明	計	幼獣	成獣	不明	計	幼獣	成獣	不明	計	幼獣	成獣	不明	計		
盛岡広域	盛岡	盛岡市	0	6	0	6	19	36	0	55	0	0	0	0	2	35	0	37	21	77	0	98	
		八幡平市	0	0	0	0	17	47	0	64	0	0	0	0	11	39	0	50	28	86	0	114	
		雫石町	3	7	0	10	9	55	0	64	0	0	0	0	8	103	0	111	20	165	0	185	
		葛巻町	1	7	0	8	7	22	0	29	0	0	0	0	0	27	0	27	8	56	0	64	
		岩手町	1	5	0	6	12	25	0	37	0	0	0	0	7	26	0	33	20	56	0	76	
		滝沢市	1	4	0	5	5	12	0	17	0	0	0	0	1	17	0	18	7	33	0	40	
		紫波町	0	0	0	0	8	7	0	15	0	0	0	0	0	18	0	18	8	25	0	33	
		矢巾町	0	1	0	1	4	6	0	10	0	0	0	0	0	5	0	5	4	12	0	16	
		小計	6	30	0	36	81	210	0	291	0	0	0	0	29	270	0	299	116	510	0	626	
県南広域	本局	奥州市	0	13	0	13	15	123	0	138	0	0	0	0	352	0	0	352	367	136	0	503	
		金ケ崎町	1	1	0	2	0	7	0	7	0	0	0	0	0	8	0	8	1	16	0	17	
		小計	1	14	0	15	15	130	0	145	0	0	0	0	352	8	0	360	368	152	0	520	
	花巻	花巻市	0	0	0	0	3	45	0	48	0	0	0	0	0	143	0	143	3	188	0	191	
		遠野市	1	4	0	5	18	40	0	58	0	7	0	7	10	43	0	53	29	94	0	123	
		北上市	0	4	0	4	10	15	0	25	0	0	0	0	7	4	0	11	17	23	0	40	
		西和賀町	1	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	9	0	9	1	11	0	12	
		小計	2	8	0	10	31	102	0	133	0	7	0	7	17	199	0	216	50	316	0	366	
	一関	一関市	2	24	0	26	10	247	0	257	0	0	0	0	1	345	0	346	13	616	0	629	
		平泉町	0	0	0	0	13	18	0	31	0	0	0	0	2	108	0	110	15	126	0	141	
		小計	2	24	0	26	23	265	0	288	0	0	0	0	3	453	0	456	28	742	0	770	
	沿岸広域	本局	釜石市	0	3	0	3	7	7	0	14	0	0	0	0	11	21	0	32	18	31	0	49
			大槌町	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	7	0	7	0	9	0	9
小計			0	3	0	3	7	9	0	16	0	0	0	0	11	28	0	39	18	40	0	58	
宮古		宮古市	0	3	0	3	11	24	0	35	0	0	0	0	10	55	0	65	21	82	0	103	
		山田町	0	2	0	2	0	18	0	18	0	0	0	0	1	27	0	28	1	47	0	48	
		岩泉町	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	2	69	0	71	2	71	0	73	
		田野畑村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	0	11	2	9	0	11	
		小計	0	6	0	6	11	43	0	54	0	0	0	0	15	160	0	175	26	209	0	235	
大船渡		大船渡市	0	7	0	7	1	14	0	15	4	8	0	12	0	19	0	19	5	48	0	53	
		陸前高田市	0	0	0	0	1	13	0	14	0	3	0	3	1	16	0	17	2	32	0	34	
		住田町	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	0	2	13	0	15	2	20	0	22	
		小計	0	7	0	7	2	34	0	36	4	11	0	15	3	48	0	51	9	100	0	109	
県北広域		本局	久慈市	0	3	0	3	0	34	0	34	1	13	0	14	8	19	0	27	9	69	0	78
	普代村		0	1	0	1	0	7	0	7	0	8	0	8	0	1	0	1	0	17	0	17	
	野田村		0	1	0	1	1	2	0	3	0	10	0	10	0	0	0	0	1	13	0	14	
	洋野町		0	1	0	1	3	33	0	36	1	30	0	31	5	27	0	32	9	91	0	100	
	小計		0	6	0	6	4	76	0	80	2	61	0	63	13	47	0	60	19	190	0	209	
	二戸	二戸市	4	13	0	17	7	27	0	34	0	0	0	0	10	40	0	50	21	80	0	101	
		軽米町	2	6	0	8	0	2	0	2	0	0	0	0	1	8	0	9	3	16	0	19	
		九戸村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	6	0	6	
		一戸町	2	11	0	13	2	5	0	7	0	0	0	0	2	31	0	33	6	47	0	53	
		小計	8	30	0	38	9	34	0	43	0	0	0	0	13	85	0	98	30	149	0	179	
			合計	19	128	0	147	183	903	0	1,086	6	79	0	85	456	1,298	0	1,754	664	2,408	0	3,072

R6イノシシ捕獲実績(単位:頭)

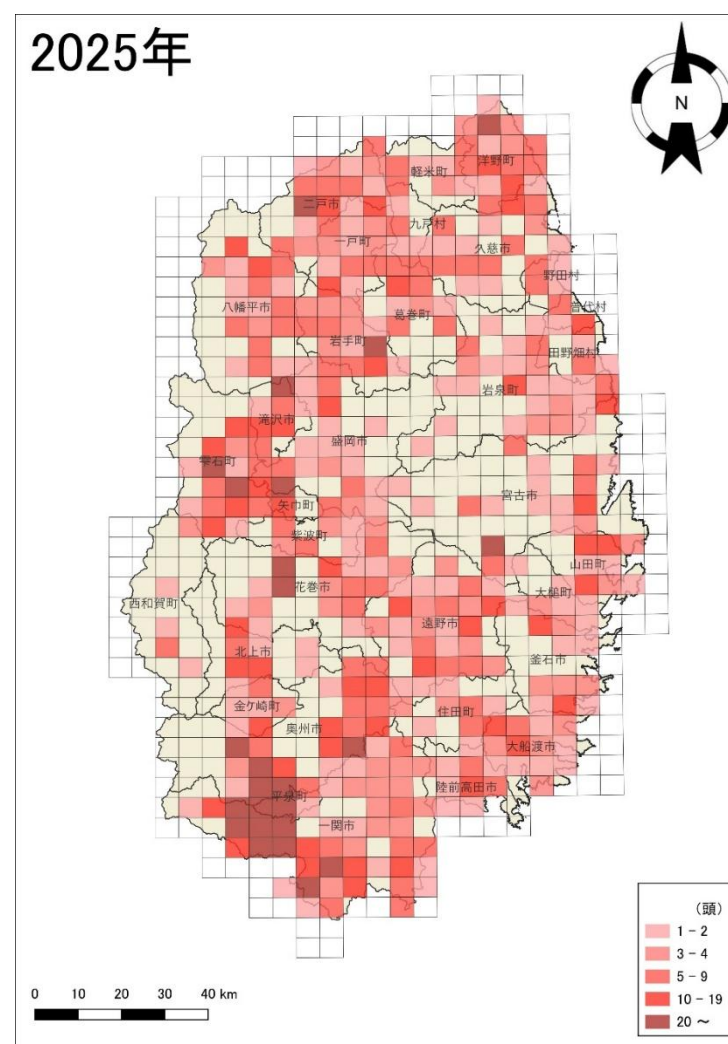
資料1-4

振興局	捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理				広域				有害				合計				
		幼獣	成獣	不明	計	幼獣	成獣	不明	計	幼獣	成獣	不明	計	幼獣	成獣	不明	計	幼獣	成獣	不明	計	
盛岡広域	盛岡	盛岡市	0	0	0	0	7	35	0	42	0	0	0	0	1	31	0	32	8	66	0	74
		八幡平市	0	1	2	3	2	22	0	24	0	0	0	0	4	29	0	33	6	52	2	60
		雫石町	1	1	0	2	0	33	0	33	0	0	0	0	0	93	0	93	1	127	0	128
		葛巻町	0	1	0	1	0	7	0	7	0	0	0	0	0	22	0	22	0	30	0	30
		岩手町	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	12	0	12	0	16	0	16
		滝沢市	0	1	0	1	1	4	0	5	0	0	0	0	1	10	0	11	2	15	0	17
		紫波町	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	12	0	12	0	14	0	14
		矢巾町	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	11	0	11	1	12	0	13
小計	1	5	2	8	11	107	0	118	0	0	0	0	6	220	0	226	18	332	2	352		
県南広域	本局	奥州市	0	1	0	1	7	68	0	75	0	0	0	0	36	148	0	184	43	217	0	260
		金ヶ崎町	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	14	0	14	0	16	0	16
		小計	0	1	0	1	7	70	0	77	0	0	0	0	36	162	0	198	43	233	0	276
	花巻	花巻市	0	0	0	0	0	20	0	20	0	0	0	0	0	86	0	86	0	106	0	106
		遠野市	1	0	0	1	4	18	0	22	0	8	0	8	1	18	0	19	6	44	0	50
		北上市	0	1	0	1	1	14	0	15	0	0	0	0	0	1	0	1	1	16	0	17
		西和賀町	0	0	0	0	5	1	0	6	0	0	0	0	0	6	0	6	5	7	0	12
		小計	1	1	0	2	10	53	0	63	0	8	0	8	1	111	0	112	12	173	0	185
	一関	一関市	0	6	0	6	1	109	0	110	0	0	0	0	4	195	0	199	5	310	0	315
		平泉町	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	1	37	0	38	1	51	0	52
		小計	0	6	0	6	1	123	0	124	0	0	0	0	5	232	0	237	6	361	0	367
	沿岸広域	本局	釜石市	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	3	20	0	23	3	23	0
大槌町			0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	7	0	7	0	9	0	9
小計			0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	3	27	0	30	3	32	0	35
宮古		宮古市	0	2	0	2	4	14	0	18	0	0	0	0	12	20	0	32	16	36	0	52
		山田町	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	2	14	0	16	2	19	0	21
		岩泉町	0	1	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	46	0	46	1	47	1	49
		田野畑村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	3	0	3
		小計	0	3	1	4	5	19	0	24	0	0	0	0	14	83	0	97	19	105	1	125
大船渡		大船渡市	0	0	0	0	0	10	0	10	0	1	0	1	0	14	0	14	0	25	0	25
		陸前高田市	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	3	19	0	22	3	22	0	25
		住田町	0	0	0	0	2	8	0	10	0	0	0	0	4	15	0	19	6	23	0	29
		小計	0	0	0	0	2	21	0	23	0	1	0	1	7	48	0	55	9	70	0	79
県北広域		本局	久慈市	2	2	0	4	7	13	0	20	0	3	0	3	8	32	0	40	17	50	0
	普代村		0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	野田村		0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	2
	洋野町		0	1	0	1	1	25	0	26	0	8	0	8	3	26	0	29	4	60	0	64
	小計		2	3	0	5	8	41	0	49	0	11	0	11	12	59	0	71	22	114	0	136
	二戸	二戸市	0	5	0	5	2	4	0	6	0	0	0	0	9	20	0	29	11	29	0	40
		軽米町	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	2	0	3
		九戸村	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	2
		一戸町	2	3	0	5	0	3	0	3	0	0	0	0	0	8	0	8	2	14	0	16
		小計	2	9	0	11	3	7	0	10	0	0	0	0	10	30	0	40	15	46	0	61
合計	6	28	3	37	47	446	0	493	0	20	0	20	94	972	0	1,066	147	1,466	3	1,616		

令和6年度捕獲位置図（全捕獲数）



令和7年度捕獲位置図（全捕獲数）

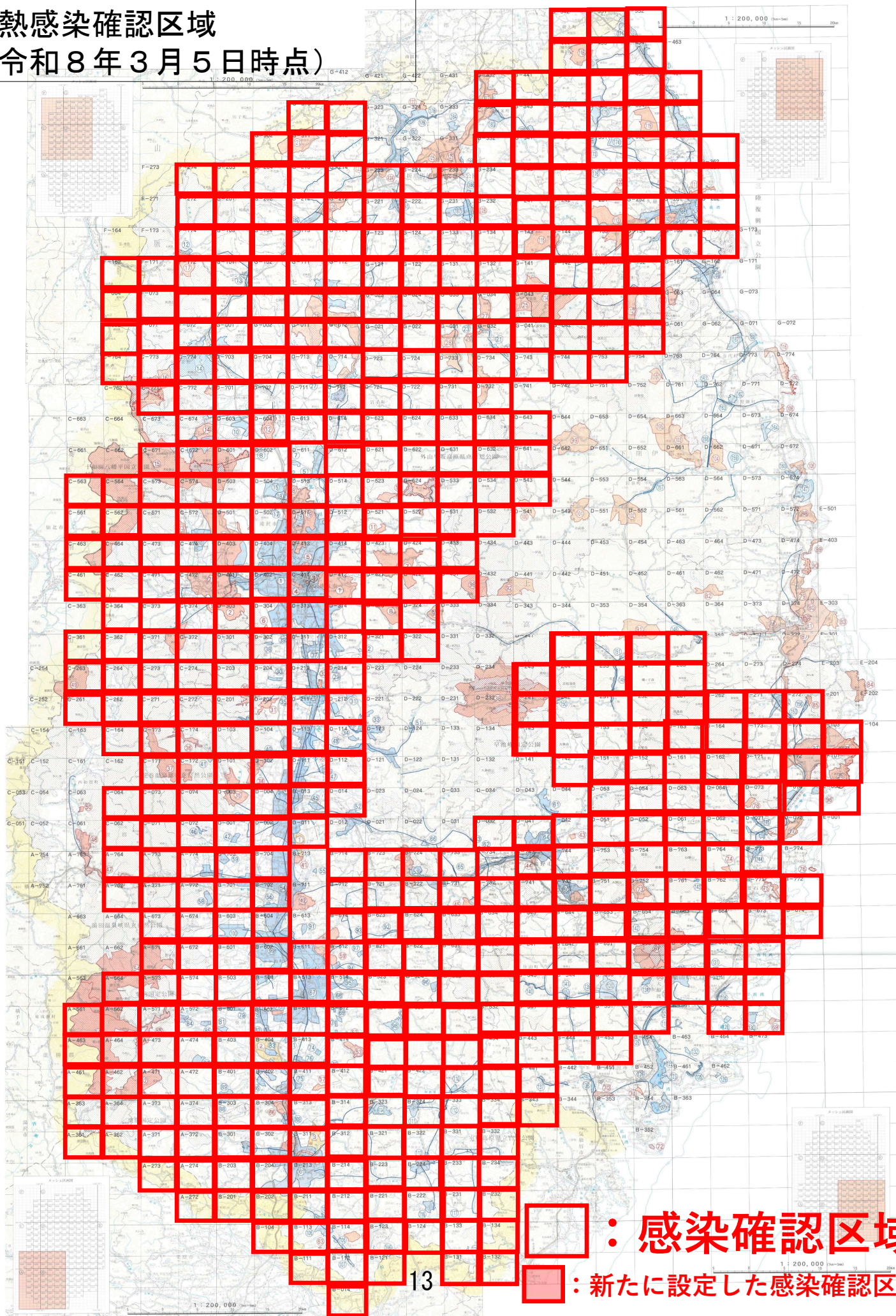


※捕獲票に記載されたメッシュ番号に基づき集計し作成（メッシュ番号が不明なものは除外）

※1メッシュあたり、5kmとしている。

※国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2018.html>）を加工して作成

岩手県の野生イノシシにおける 豚熱感染確認区域 (令和8年3月5日時点)



： 感染確認区域
： 新たに設定した感染確認区域

野生イノシシの豚熱検出状況

資料1-7

R4年度	捕獲	死亡	計	R5年度	捕獲	死亡	計	R6年度	捕獲	死亡	計	R7年度	捕獲	死亡	計
4月	4		4	4月	3		3	4月	12	2	14	4月	8	1	9
5月	5		5	5月	1		1	5月	10		10	5月	6	1	7
6月	14		14	6月	1	1	2	6月	16	1	17	6月	3		3
7月	19		19	7月	2		2	7月	3	1	4	7月	2		2
8月	22	3	25	8月			0	8月	5	3	8	8月	4		4
9月	9	1	10	9月			0	9月	2	1	3	9月	4		4
10月	3		3	10月	1		1	10月	3	1	4	10月	4		4
11月	4		4	11月	8		8	11月	10		10	11月	4		4
12月	1	2	3	12月	15		15	12月	7		7	12月		1	1
1月	2		2	1月	8		8	1月	3		3	1月		1	1
2月	1		1	2月	1		1	2月			0	2月			
3月	6		6	3月		2	2	3月			0	3月		1	1
合計	90	6	96	合計	40	3	43	合計	71	9	80	合計	35	5	40

令和 8 年度のイノシシ管理対策について

1 個体数管理

第 3 次イノシシ管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業による県捕獲と、農林水産部が実施している有害捕獲（鳥獣被害防止対策総合対策交付金）を併用し、可能な限り捕獲を推進していく。

(1) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き、県独自でイノシシの狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月末日まで延長する（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）。

② 休猟区等の見直し

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き、休猟区の指定は行わない予定であり、鳥獣保護区の指定については、地域の意見を聞きながら、指定の廃止や特定猟具使用禁止区域への移行なども含めて検討していく。

(2) 有害捕獲

獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）等を活用し、以下のとおり有害捕獲を実施する。

① 有害捕獲実施計画

全市町村で実施計画を定め、計画に沿った効率的な取組を推進する。

② 有害捕獲関連対策

ア くくりわなの購入（部品含む）

イ はこわなの購入

ウ 電気止めさし機の購入

エ ICT 機材、センサーカメラ、ドローン等の活用

③ 地域一体となった捕獲体制の整備

農業者等、地域住民が一体となった捕獲体制を推進するため、地域ぐるみで被害防止対策を行う活動を支援する。

④ 県による広域捕獲活動の実施

市町村が実施する緊急捕獲のみでは被害防止の対策が困難となっているエリアを対象にニホンジカ及びイノシシの広域捕獲活動を実施する。

ア 実施主体：岩手県

イ 捕獲時期：令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月

ウ 実施区域：大船渡市、久慈地域（久慈市、洋野町、野田村、普代村）、遠野市、陸前高田市、住田町

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業（環境省）を活用し、県内全域における捕獲を強化する。

① 実施区域：岩手県全域

② 実施主体：岩手県

③ 捕獲時期：令和 8 年 11 月～令和 9 年 2 月

④ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

(4) 捕獲技術研修会の開催

狩猟者の捕獲技術等の向上を目的に、県内において研修会を2回開催する。

併せて、令和3年度に作成した「イノシシわな捕獲マニュアル(岩手県版)」を市町村や狩猟者などの関係者に配布し、引き続き捕獲技術の普及等に取り組む。

(5) 捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回開催する。

狩猟免許試験実施予定

回数	会場	開催日	備考
3回	宮古市 岩手県立大学宮古短期大学部	7/12(日)	
	滝沢市 岩手県立大学	10/4(日)	
	滝沢市 岩手県立大学	12/6(日)	

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的に、引き続き、狩猟免許試験予備講習会を無料で開催する。なお、予備講習会は、概ね狩猟免許試験の2週間前に開催する。

狩猟免許試験予備講習会実施予定

回数	会場	開催日	備考
4回	宮古市 岩手県立大学宮古短期大学部	6/28(日)	
	滝沢市 岩手県立大学	9/19(土)	
	滝沢市 岩手県立大学	11/21(土)	
	滝沢市 岩手県立大学	11/22(日)	

③ 市町村の担い手確保対策

各市町村において、狩猟免許取得者への手数料補助等を実施する。

④ 新規狩猟者の確保・定着推進

捕獲の担い手である狩猟者の新規確保及び定着の推進を図るための研修会を開催する。

ア 一般県民を対象とした捕獲の担い手研修会

「令和8年度岩手県捕獲の担い手研修会」令和8年8月頃 矢巾総合射撃場

イ 狩猟免許取得後3年以内の狩猟者を対象とした捕獲の担い手スキルアップ研修会

「令和8年度岩手県捕獲の担い手スキルアップ研修会」12～1月に開催予定

(6) 豚熱対応(畜産課)

① 県内における野生イノシシ検査

引き続き野生イノシシの感染状況を把握するため、岩手県猟友会の協力の下、豚熱検査を実施する。

② 養豚豚への豚熱ワクチン接種の実施

令和3年6月に、隣県の宮城県において豚熱陽性の野生イノシシが確認されたことを受け、農林水産省からワクチン接種推奨地域に設定され、同年7月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始しており、今後も計画的に接種を継続して実施する。

③ 野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布の実施

野生イノシシにおける豚熱の感染拡大を防止することを目的として、国が定める「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づき、本県において、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの野外散布を行う。

【実施概要】

散布地域：33 市町村

散布地点：403 地点

散布期間：前期（令和8年5月から7月）、後期（令和8年9月から10月）

④ 野生イノシシの豚熱感染確認区域

野生イノシシにおいて、豚熱の感染確認区域を設定し、感染が確認された地点から、半径10キロメートル圏内にかかる岩手県ハンターマップのメッシュ区画に含まれる区域を感染確認区域として、令和3年12月10日に作成した「豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（岩手版）」により、感染拡大防止対策に引き続き取り組む。

2 被害防除対策

（1）被害防除対策の実施内容

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した被害防除対策を各市町村において実施する。

- ① 侵入防止柵の設置：11 市町村（約 70 km）
- ② 市町村等協議会や岩手県鳥獣被害防止対策会議現地対策チームによるシカ・イノシシ被害防止研修会等の開催
- ③ 放任果樹の除去や雑木林の刈払い、鳥獣緩衝帯の設置等による生息環境の管理

（2）被害防止技術の実証

県内 10 地域に設置した岩手県鳥獣被害防止対策会議現地対策チームが、イノシシを含めた全鳥獣対応型電気柵やワイヤーメッシュ立体柵の設置など、新たな被害防止技術の現地実証を行い、地域における被害防止技術の普及・定着を推進する。

また、農業研究センターにおいて、鉄鋼スラグ舗装と電気柵を組み合わせた新たな侵入防止技術の実証を行う。

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施する。

（1）捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集する。

（2）農業被害の収集

農業振興課において、市町村を經由して農業被害について情報収集する。

（3）放射性物質検査の実施

本県のシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉に対しては、福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故という。）の影響により、原子力災害対策本部から出荷制限指示が出されている。

一方、イノシシ肉については、原発事故当時に県内で流通していなかったことから、出荷制限指示

は出されていないものの、事故後に初めて出荷する品目は検査するよう求められている。

近年、捕獲数の増加に伴いイノシシ肉についてもジビエ活用の需要が高まっていることから、令和8年度から県内全域を対象に、放射性物質の影響を確認するモニタリング調査を実施する。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 生息環境管理

人の生活圏にイノシシを近づけないための環境整備について市町村を通じ周知するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した刈払いや緩衝帯設置、放任果樹の伐採等を促進する。

① 誘引物の除去

イノシシを引き寄せる原因となる、放任されている柿や栗などの果実樹や、収穫残さを含めたごみ類を適切に除去・管理すること。

② 緩衝帯等の管理

イノシシの侵入経路や潜伏場所となる、耕作放棄地や農地周辺の藪の刈払いを行うこと。

(2) 地域住民等への普及啓発

地域連絡会や現地対策チームが開催する研修会等において、専門家によるイノシシの生態や効果的な捕獲方法等に関する助言、地域が自らの工夫で鳥獣被害対策に取り組むモデル的な事例の紹介、侵入防止柵の設置方法の研修などを行い、地域ぐるみの被害防止対策の定着に向けた地域住民の意識啓発を図る。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

引き続き、趣旨を理解した安全な捕獲の実施のため、認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行う。